

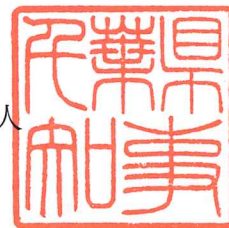
## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県袖ヶ浦市椎の森385番地21

氏名 株式会社 リプラス  
代表取締役 綿貫 雄亮

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和6年7月23日

許可の有効年月日 令和11年5月13日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
エ 特定有害産業廃棄物（ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成16年5月14日 新規許可  
令和6年7月23日 更新許可

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 許可証別紙1

## 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—			—	—	—
カドミウム又はその化合物	—	○	—		○	—	—
鉛又はその化合物	—	○	—		○	—	—
有機燐化合物					—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—		○	—	—
砒素又はその化合物	—	○	—		○	—	—
シアン化合物					—	—	—
PCB					—	—	—
トリクロロエチレン				—	—	—	—
テトラクロロエチレン				—	—	—	—
ジクロロメタン				—	—	—	—
四塩化炭素				—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン				—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン				—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン				—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン				—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン				—	—	—	—
1,3-ジクロロプロパン				—	—	—	—
チウラム					—	—	—
シマジン					—	—	—
チオベンカルブ					—	—	—
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	—		—	—	—
ダイオキシン類		○	○		—	—	—
1,4-ジオキサン		—		○	○	○	○